

長崎県身体障害児者施設協議会規約

(名称)

第1条 本会は、長崎県身体障害児者施設協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は長崎市茂里町3番24号、長崎県社会福祉協議会内におく。

(事務)

第3条 本会の事務は、別途、長崎県身体障害児者施設協議会運営内規に定める。

(目的)

第4条 本会は施設相互の発展と円滑な運営を期するため、相互連携と協調を図り、効果的な活動を推進することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は次の事業を行う。

- (1) 施設運営に関する調査研究
- (2) 施設相互の連絡調整
- (3) 施設従事者の研鑽
- (4) 関係機関との提携、協調
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第6条 本会の会員は、長崎県内の身体障害児者関係の福祉施設及び事業所とする。

(会費)

第7条 会員は、別表に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費算定の基準日は、毎年4月1日とする。
- 3 会員は、毎年度9月末日までに会費を納入するものとする。
- 4 会費は年会費とし、会員が既に納入した会費は、過誤納による場合のほかこれを返還しないものとする。
- 5 会員は、会費算定の基礎となる施設・事業所の定員に変更が生じたときは速やかに届け出なければならない。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 監事2名
- 2 会長、副会長及び監事は、施設代表者会において互選する。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故等何らかの理由により職務の遂行が困難となったときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 会長又は副会長は、長崎県身体障害児者施設協議会運営内規第2条により自施設内に本会事務局を置くとともに、同運営内規第5条により事務処理担当者を置く。
- (4) 監事は、本会の会計事務・会務運営状況を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を防げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 会議は、役員会及び施設代表者会とする。

- 2 会議は会長が招集し、議長となる。
- 3 会議は、定数の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会)

第12条 役員会において審議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務局の設置に関する事項
- (2) 事業執行に関する事項
- (3) 施設代表者会に附議すべき事項
- (4) その他必要な事項

(施設代表者会)

第13条 施設代表者会は、年1回以上開催する。ただし、会長が必要性を認める場合、臨時に招集することができる。

- 2 施設代表者会に附議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画・予算に関すること
 - (2) 事業報告・決算に関すること
 - (3) 規約及び内規の制定及び改廃に関すること
 - (4) その他本会の運営に関する必要な事項

(分科会)

第14条 本会の業務の円滑な運営を図るため、施設代表者会の同意を得て分科会を置くことができる。

(経費)

第15条 本会の経費は、運営内規 別表1に掲げるものとする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第17条 この規約のほか本会運営に関し必要な事項は、会長が別にこれを定める。

(附則)

- 1 本規約は昭和55年4月14日から施行する。
- 2 本規約は平成21年5月20日一部改正し、平成21年4月1日から施行する。
- 3 本規約は令和6年3月25日一部改正し、令和6年4月1日から施行する。

長崎県身体障害児者施設協議会 会費内訳

会費は、以下のア～ウの合計額とする。

- ア 定員割会費
施設・事業所の定員×100円

- イ 施設割会費
1施設ごとに12,000円

- ウ 九社連身体障害児者施設協議会費
1施設ごとに6,000円